

第 2 回東大阪市地域公共交通会議

【報告第 1 号】

ライドシェアの現状

○令和5年12月28日に物流・自動車局長通達（一部事務連絡）を発出。



	改正概要
道路運送法 第78条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・「交通空白地」の目安を数値で提示するとともに、夜間など「時間帯による空白」の概念も取り込む。 ・実施主体からの受託により株式会社が参画できることを明確化。 ・観光地において宿泊施設が共同で車両を活用できることを明確化。 ・「対価」の目安をタクシー運賃の「約8割」とする。

○令和5年12月26日に規制改革推進会議から中間答申を発表。

	概要
道路運送法 第78条第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリ及び利用者ニーズのデータ等を活用し、タクシーが不足する地域、時期、時間帯を特定。不足分についてタクシー会社が自家用車、ドライバーを利用し、事業の一環として運送サービスを提供可能とする。

【これまで】自家用自動車（白ナンバー）で旅客運送するパターン

(1) 有償の場合

道路運送法第78条		登録/許可の要不要	一種 免許	二種 免許	備考
第1号	災害のため緊急を要するとき				
第2号	自家用有償旅客運送 	運輸支局等の「登録」が必要	○ 要：大臣認定講習の受講	○	・実施主体：市町村・NPO等（施行規則第49条） ・対象：住民及び観光旅客等（同第49条第1号） ・種別：交通空白地有償運送・福祉有償運送（同第51条）
対価・交通空白地（地域・時期・時間）・持続可能性・地域公共交通会議等に係る課題の解消が必要					
第3号	公共の福祉を確保するた ない場合 	運輸支局の「許可」が必要	○ 要：大臣認定講習の受講	○	（具体例） ・訪問介護員による要介護者等の輸送 https://www.wtb.mlit.go.jp/kinki/osaka/yusou/20230822-01-01.pdf ・幼稚園バス https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/sgml/113/82000192/82000192.html ・レッカー車 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000018.html https://www.wtb.mlit.go.jp/kanto/s_gunma/date/shasai_toriatsukai.pdf

(2) 無償の場合

「互助」	許可/登録は <u>不要</u>	○	○	好意対する任意の謝礼、自家製の野菜、ガソリン代等 https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338101.pdf
------	------------------	---	---	---


自家用有償旅客運送制度の改革（道路運送法第78条第2号関係）

- 自家用有償旅客運送制度を徹底的に見直し、実施しやすさを向上

ご意見	改革内容	実施時期
○夜間は「交通空白」なのに導入できない	<ul style="list-style-type: none"> ▶「交通空白地」の目安を数値で提示するとともに、夜間など「時間帯による空白」の概念も取り込む 	年内
○自家用有償の実施主体に株式会社を追加すべき	<ul style="list-style-type: none"> ▶実施主体からの受託により株式会社が参画できることを明確化 	年内
○観光地における輸送力が不足している	<ul style="list-style-type: none"> ▶観光地において宿泊施設が共同で車両を活用することを促進 	年内
○採算性の改善、運転手の確保などが課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶「対価」の目安をタクシー運賃の「約8割」とする ▶一定のダイナミックプライシングを導入する ▶自家用有償の運賃を弾力化することにより、タクシーとの共同運営の仕組みを構築する 	年内
R5.12.28付通達により変更済		年度内 6月まで
○地域公共交通会議等における調整が困難	<ul style="list-style-type: none"> ▶「交通空白地」の判断をはじめ、自家用有償の導入や運賃などについて、一定期間内に結論が出ない場合には首長が判断できるよう見直し 	6月まで
○「市内限定」など、運行区域が厳格で不便	<ul style="list-style-type: none"> ▶運行区域を柔軟に設定することを促すよう見直し 	6月まで

地域の自家用車・ドライバーの活用 (道路運送法第78条第3号関係)

地域の自家用車・ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする制度を導入

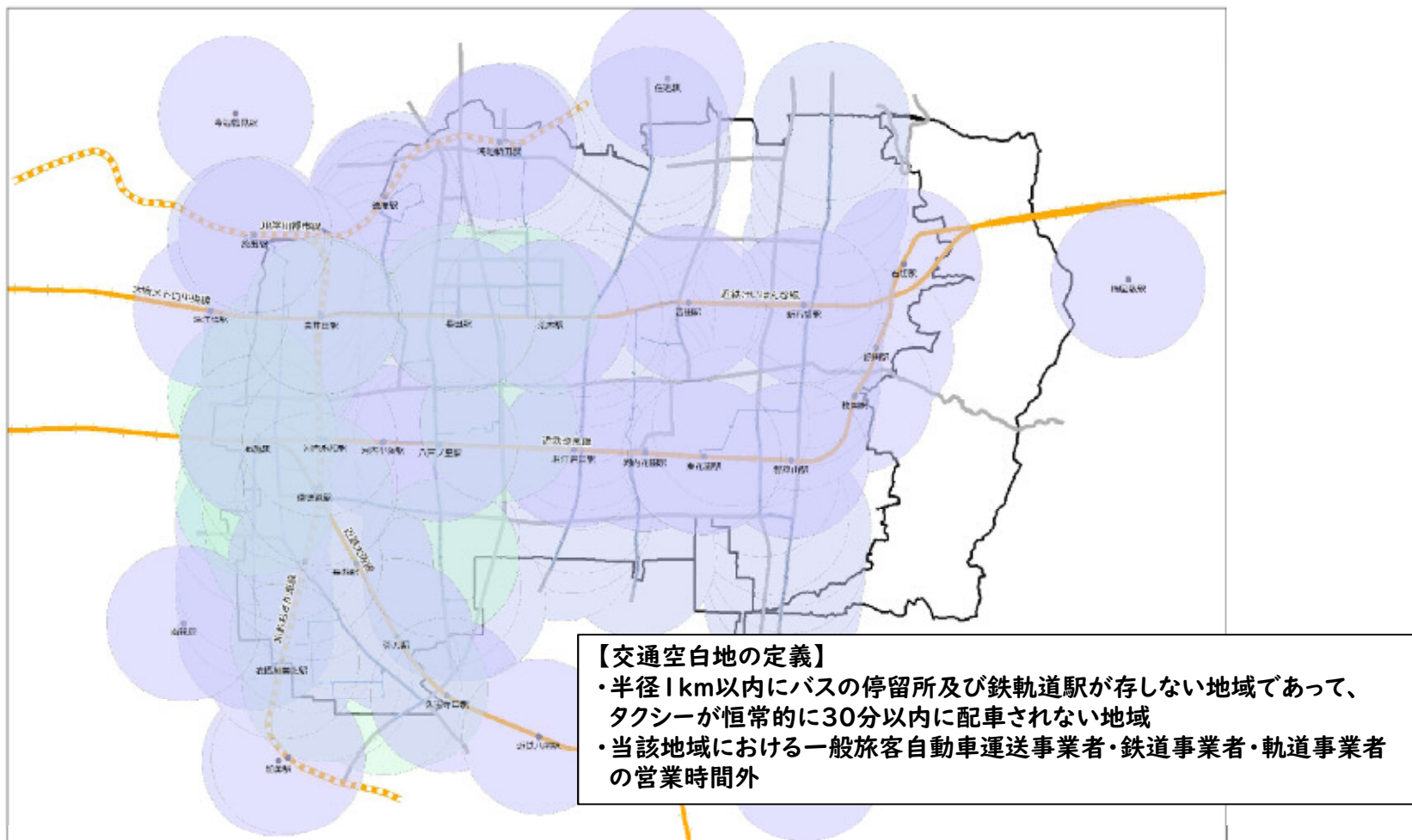
ご意見	改革内容	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ○移動需要は変動性が高く、タクシー不足が顕在化しているケースがある ○安全を確保しつつ、ドライバー不足を補完できるよう、新たな制度を創設すべき ○実効性あるドライバー確保を可能にするため、様々な働き方ができるようにすべき ○新たな事業者が参入できるようにすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ タクシー配車アプリデータを活用して、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定 ▶ これに基づき、地域の自家用車・ドライバーを活用して、タクシー事業の一環として運送サービスを提供する ▶ 安全の確保を前提に、労働条件など担い手確保に必要な要素を考慮して、雇用契約に限らず検討 ▶ 既存のタクシー事業者以外の新たな事業者が新規参入できる環境の整備について検討 <div data-bbox="898 976 1664 1396" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;">  <p style="text-align: center;">タクシー事業者</p> <p style="text-align: center;">ドライバー教育、運行管理、車両整備管理、運送責任</p> <p style="text-align: center;">配車アプリにより依頼 運賃はタクシー運賃</p> <p style="text-align: center;">地域の自家用車・ドライバーを活用して、データに基づき不足分を供給</p> </div>	<p>年度内に制度を創設し、速やかに実施</p> <p>上記の制度設計と併せて検討</p> <p>上記の制度設計と併せて検討</p>

○令和5年12月28日付通達、令和6年2月7日交通政策審議会公表資料から要点整理

	道路運送法 第78条第2号	道路運送法 第78条第3号
実施主体	地方自治体等	民間事業者
運営主体	地方自治体 (株受託可能)	タクシー事業者 (新規参入はR6年6月検討)
事由	自家用有償運送	公共の福祉確保のために やむを得ない地域
登録／許可	運輸支局の登録	運輸支局の許可
要件	交通空白地 (時間帯空白を含む)	タクシーが不足する地域・ 時期・時間帯
地域公共交通会議	要	-
運行経費	地方自治体	民間事業者
対価	タクシー運賃の約8割	タクシー運賃と同等
実施可能時期	随時(株はR6年6月以降)	R6年4月

道路運送法第78条第2号の活用について

○令和5年12月28日の物流・自動車局長通達による交通空白地の定義に当てはめた場合



○市内に交通空白地は存在しない（工業専用地域、市街化調整区域を除く）。
このことから本市では道路運送法78条2号を活用する予定はない。

道路運送法第78条第3号の活用について

- ・国交省はタクシー事業者の運転手不足について、公共の福祉を確保するためのやむを得ない理由となると考えている。(国交省担当者より口頭で確認)
- ・地域の声や社会実験の運行実績から、市内ではタクシーが不足する時間帯がある。



本市でタクシー事業者が事業主体となるライドシェア実施の要件は満たしている。

国の動向

令和5年

8月

菅元総理のライドシェア解禁発言

10月23日

岸田総理が臨時国会の所信表明演説で、ライドシェアに言及

12月28日

国土交通省よりライドシェアにかかる局長通達を発出

令和6年

2月7日

交通政策審議会自動車部会を開催

2月

パブリックコメントの実施

・「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い」に係る意見の募集（期間：令和6年2月9日～3月9日）

3月（予定）

公布・施行

6月（予定）

タクシー事業者以外の新規参入が可能となるよう検討を開始

○「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い」に係るパブリックコメントの実施について 【令和6年2月 国土交通省物流・自動車局】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155240909&Mode=0>

<意見募集要項より>

- ・意見募集の対象：制定案
- ・意見募集期間：令和6年2月9日（金）～3月9日（土）
- ・意見送付方法：電子メール、インターネット、FAX、郵送にて「意見提出様式」を提出

<制定案の概要>

(1) 許可基準

○対象地域、時期及び時間帯並びに車両数

- ・タクシーが不足する地域、時期及び時間帯並びにそれぞれの不足車両数を、国土交通省が配車アプリ等のデータに基づき指定していること。

○資格要件

- ・一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

○管理運営体制

- ・運行管理、車両の整備管理や研修・教育を実施する体制が整えられていること。
- ・安全上支障のないよう、勤務時間を把握すること。

○損害賠償能力

- ・タクシー事業者が対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険に加入していること。

< 制定案の概要 >

(2) 許可に付する条件

○使用する自家用自動車について

- ・タクシー事業者ごとに使用可能な車両数は、地方運輸局長等が通知する範囲内であること。通知する車両数は、許可地域ごとに2.(1)の車両数の範囲内であり、かつ、事業者ごとに当該地域に配置している事業用自動車の車両数の範囲内とする。
- ・自家用車活用事業であることを外部に表示すること。

○ドライバーについて

- ・タクシー事業者は、ドライバーに対して事前の研修(大臣認定講習を含む。)及び教育を受けさせること。
- ・タクシー事業者は、ドライバーに対して運転者証明を携行させること。

○運送形態・方法について

- ・利用者とタクシー事業者間で運送契約が締結され、タクシー事業者が運送責任を負うこと。
- ・運送引受け時に発着地が確定していること。
- ・自家用車が配車されることについて、利用者の事前の承諾を得ていること。
- ・運賃は事前確定運賃により決定し、支払い方法は、原則キャッシュレスであること。
- ・発着地いずれかがタクシー事業者の営業区域内に存すること。

(3) 許可期間

許可期間は2年とする。

78条3号改正で変わるタクシー事業と懸念

1. 令和6年4月～6月

タクシー会社が、地域の自家用車、一般ドライバーを活用し、タクシー会社の運行管理のもと、タクシー車両または自家用車で旅客を運送することが可能。

利用者（市民）からすると1種または2種免許を持つドライバーの運転する自家用車（白ナンバー）またはタクシー車両（緑ナンバー）に乗車することができる。

利用者（市民）の懸念

- 一般ドライバーの質（運転、対応）が不安・・・
- 安全に整備されている車両か不安・・・
- etc

事業者の懸念

- 利用者がいるのか・・・
- そもそも運転手が集まるのか・・・
- etc

市の懸念

- 利用者が安全安心に利用できる交通手段となるか・・・
- 鉄道、バス事業者への影響はどうか・・・

78条3号改正で変わるタクシー事業と懸念

2. 令和6年6月以降

・国は令和6年6月以降、タクシー事業者以外の事業者が実施主体となれる枠組みを検討する予定。

・大阪府は大阪関西万博における移動需要及びインバウンドの需要増に対応するため、タクシー事業者以外の事業者がライドシェアに参入し、府内全域を運行することが可能となる改革を早期に実現するよう国に働きかけている。



タクシー事業者以外の事業者が新規参入することが可能となり、東大阪市での交通をとりまく環境が大きく変わる可能性がある。